

いすゞの違法行為を免罪し、非正規労働者の救済に背をむける

東京地裁判決を糾弾する声明

- 1 東京地方裁判所民事第36部（裁判長渡邊弘、裁判官光岡弘志、裁判官三島聖子）は、昨日16日、原告松本浩利ら12名が被告いすゞ自動車株式会社に休業手当との差額の支払、雇用の継続、賃金支払、慰謝料の支払を求めていた訴訟について判決を出した。判決は、2008年12月27日から2009年4月2日もしくは4月7日までの間の休業をやむを得ないものと認めず、いすゞに対して休業手当との差額の支払を命じたが、その他の請求はすべて否定し、棄却した。
- 2 判決は、原告松本ら4名の雇止めについて、「不況等の事情の変化による生産計画の変更に伴う要員計画に変更がない限り、契約更新により少なくとも2年11か月までは雇用が継続される合理的期待を有していた」と、「要員計画」が変更されれば消え去る程度の限定的な範囲でしか期間従業員の「合理的期待」を認めなかった。
そのため判決は、「本件雇止めには解雇に関する法理が類推適用されるべき」としつつも、「期間従業員全員について剰員が生じた」、「商用車受注の急激かつ大幅な減少がいつまで続くのか、更なる悪化に導かれないのかを的確に予測することは困難であった」との2点をもって、ただちに雇止めに「客観的合理性」を認めてしまった。これは、非正規労働者を景気の調整弁として利用したいという使用者側の願望をそのまま認めるものである。
- 3 判決は、いすゞの偽装請負を認定はしたが、2009年12月のパナソニックプラズマディスプレイ事件最高裁判決の論理をそのまま採用し、労働者派遣法に違反するにすぎないとして、いすゞの直接雇用責任を否定した。また、判決は、いすゞが派遣可能期間を超えて派遣労働者を受け入れる労働者派遣法違反を継続していたのにもかかわらず、ただちに不法行為上の違法があるといえないとして、いすゞの違法行為を免罪した。さらに、判決は、いすゞの派遣切りについて、証拠にも反して、派遣会社がいすゞの労働者派遣契約の合意解約に応じたと認定し、いすゞの派遣切りの責任を免罪した。
- 4 以上のとおり、判決は、原告松本らが正社員と同一の基幹的・恒常的業務に従事しているにもかかわらず、期間従業員であるというだけの理由で解雇権濫用法理の類推適用の程度を弱め、期間従業員を景気の調整弁として使用することを認めている。また、判決は、パナソニックプラズマディスプレイ事件最高裁判決の論理にそのまま従い、いすゞの労働者派遣法違反、職業安定法違反の行為をすべて免罪している。判決は、期間労働者、派遣労働者の救済に背をむけ、大企業の違法行為をすべて擁護し、免罪するものであり、とうてい認めることはできない。
- 5 私たちは、東京高等裁判所に控訴し、広く世論に訴え、いすゞの違法行為を許さず、非正規労働者の権利救済のため、全力をあげて奮闘する決意である。

2012年4月17日

日産・いすゞ自動車争議神奈川支援共闘会議
いすゞ争議を支援する会
全日本金属情報機器労働組合
いすゞ非正規切り裁判原告団
いすゞ非正規切り裁判弁護団